



佐賀県公報

平成16年
4月30日
(金曜日)
号外第3号

●佐賀県人事委員会規則第十九号
宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「及び第二号」を「から第三号（警察学校で行う宿日直勤務に限る。）まで」に改め、同項第三号中「第三号」の下に「（警察学校で行う宿日直勤務を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成十六年五月一日から施行する。

目 次

人事委員会事項

（◎印は、県例規集に登載するもの）

- ◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
（規則・一八）一
- ◎宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
（規則・一九）一

○ 人事委員会事項

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十八号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第七項第一号中「刑事調査官」の下に「及びこれと同様の業務を行いう職員」を加え、同項第二号中「刑事調査官」を「前号に掲げる職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年五月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

申購
込
読
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年四月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日